

学童保育（放課後児童健全育成事業）の 実施状況調査のお願い

全国学童保育連絡協議会
会長 戸塚丈夫

貴自治体におかれましては、日頃より、子どもたちのための施策充実にご尽力いただき、心より御礼申し上げます。私どもは毎年、皆様方のご協力を得まして、5月1日現在の「学童保育の実施状況調査」を行っています。あらためて御礼申し上げます。

2024 年調査の結果、全国には、学童保育の数は「支援の単位」で 3 万 7,094、146 万を超える子どもたちが入所しており、「支援の単位」数・入所児童数ともに増えつづけていることが明らかになりました。「支援の単位」ごとの集団の規模や待機児童数などについても、この調査結果を基礎データとして、全国学童保育連絡協議会では、学童保育の量的拡大、質的拡充と、そのための十分な財政措置などをこども家庭庁と懇談し、要望を届けてきました。

今年度も、2025 年 5 月 1 日現在の学童保育数や入所児童数の調査へのご協力をお願いいたします。補助金を出しているか否かにかかわらず、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 8 の規定に基づき、貴自治体に届出されているすべての学童保育（放課後児童クラブ）についてご記入いただきたくお願い申し上げます。

私たちも学童保育が量的にも質的にも拡充されることを願い、十分な財政措置などを国に要望しています。そのための基礎データとしても活用しております。

お忙しいことと存じますが、ご賢察いただき、調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

○全国学童保育連絡協議会は、学童保育の普及・発展を積極的にはかり、学童保育の内容充実のための研究、国や自治体の施策の充実、制度化の運動を推進することを目的として、保護者と職員（指導員）が 1967 年に結成した民間の学童保育専門団体です。月刊『日本の学童ほいく』の発行（毎月 3 万 3000 部発行）、全国学童保育研究集会や全国学童保育指導員学校（全国各地 8 会場）の開催、学童保育の実態調査、国に制度拡充の提言などの活動に取り組んでいます。

<調査回答の方法>

回答をいただくにあたって、ふたつの方法があります。使いやすい方法をお選びください。

★ 回答の方法 1

調査票 「学童保育（放課後児童健全育成事業）の実施状況」（もも色の調査用紙）に必要事項をご記入いただき、6月27日（金）までにファクスでご返送くださいますようお願いいたします。

6月27日（金）締切
送り先 FAX 03-3813-0765
全国学童保育連絡協議会宛

★ 回答の方法 2

全国学童保育連絡協議会ホームページから、① 回答用紙（Word ファイル・Excel ファイル）をダウンロードしていただくか、② 下記メールアドレスにメールをいただきましたら、その返信に Word ファイルもしくは Excel ファイルをお送りいたします。必要事項をご入力いただき、6月27日(金)までにメールでお送りくださいますようお願いいたします。

6月27日(金) 締切

① 全国学童保育連絡協議会ホームページ

<http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou/fact-finding/index.html>

ホームページの TOP 画面上部にあるメニューのうち、「自治体担当課の方」からもアクセスできます

② メール送り先 gakudouhoiku@mtf.biglobe.ne.jp

全国学童保育連絡協議会宛 件名は「実施状況調査」としてください

なお、学童保育の所管が貴課ではなく、他の部署（教育委員会等）が所管されている場合や担当課が変更されている場合は、お手数をおかけしますが、そちらの部署にこの依頼文と調査用紙をお届けください。

*2024 年 5 月 1 日現在の学童保育数と入所児童数などの調査結果の概要を同封しましたので、ご参照ください。2025 年 2 月 17 日に発表しました報道発表資料は、貴自治体にお送りさせていただきました。全国学童保育連絡協議会のホームページで見ることができますので、ご覧ください。

*今回の集計結果は、今秋には全国学童保育連絡協議会のホームページ等で紹介し、『学童保育情報 2025-2026』という冊子にまとめる予定です。

*株式会社ぎょうせいから『新版 学童保育ハンドブック～これだけは知っておきたい！ 学童保育の基礎知識と運営～』が 2024 年 6 月に発行されています。ご覧いただければ幸いです。

*なお、2025 年度は 7 年ぶりに詳細な実態調査に取り組みます。ご多忙のところ恐縮ですが、ご協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

(注) 学童保育（国の施策名は放課後児童クラブ）とは……保護者が就労などによって昼間家庭にいない小学生を対象にして、学校休業日の放課後と、土曜日や春・夏・冬休み等の学校長期休業中の子どもの生活を保障する事業です。児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項の「放課後児童健全育成事業」のことです。学童保育の呼び方はさまざまで、学童クラブ、育成ルーム、留守家庭児童会などの名称でおこなっているところもあります。すべての児童を対象として遊び場・居場所などを提供する児童館、「全児童対策事業」、放課後子供教室などの「地域学校協働活動推進事業」とは目的・役割が異なる施設・事業です。

【問い合わせ先】 全国学童保育連絡協議会

担当・佐藤（さとう）・真田（さなだ）

東京都文京区本郷3-26-1 本郷宮田ビル 4 階

TEL 03(3813)0477 FAX 03(3813)0765

MAIL gakudouhoiku@mtf.biglobe.ne.jp